

# 令和4年第1回区議会定例会

## 議案説明資料 (追加提案分③)



(議案第24号)

## 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

特別区においては、国民健康保険事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営に資するため、保険料率等について共通基準を設定することとしているところであるが、このたび、東京都が令和4年度の「標準保険料率」を公表したことを受け、これを基準としつつ、共通基準が改定されたところである。

また、国民健康保険法施行令等の一部が改正され、世帯に未就学児である被保険者があある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額のうち、未就学児である被保険者につき算定した被保険者均等割額を減額することとされた。

これらのこと等に伴い、保険料率等を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

### <改正の概要>

- 1 民法の一部が改正され、成年年齢が20歳から18歳に改められたことに伴い、結核医療給付金の支給対象者に係る規定を改める。(第11条)
- 2 基礎賦課額の保険料率について、所得割を「100分の7.13」から「100分の7.16」に、被保険者均等割を「3万8,800円」から「4万2,100円」に改め、基礎賦課額の賦課限度額を「63万円」から「65万円」に改める。(第14条の4及び第14条の8)
- 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割を「100分の2.41」から「100分の2.28」に改め、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を「19万円」から「20万円」に改める。(第14条の12及び第14条の16)
- 4 介護納付金賦課額の保険料率について、被保険者均等割を「1万7,000円」から「1万6,600円」に改める。(第15条の4)
- 5 一定の所得以下の世帯に対して被保険者均等割額を減額する額を保険料率の改定に伴い改める。(第18条の2)
- 6 未就学児である被保険者につき算定した被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を、当該被保険者均等割額から減額することとする。(第18条の3)

<実施の時期等>

- 1 令和4年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 2 必要な経過措置を定める。（附則第2項）

(議案第25号・26号)

## 令和4年度杉並区各会計補正予算

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等について、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上するものです。

### 1. 議案第25号 令和4年度杉並区一般会計補正予算(第1号)

#### 【概要】

補正事業 5事業 180,290千円

#### 【歳出予算】

○中小企業支援	36,031千円
○国民健康保険事業会計繰出金	153,001千円
○国民健康保険財政基盤安定繰出金	△ 11,000千円
○未就学児均等割保険料繰出金	△ 2,842千円
○感染症予防・発生時対策	5,100千円

#### 【歳入予算】

○国庫支出金	10,762千円
○都支出金	19,986千円
○繰入金	149,542千円

### 2. 議案第26号 令和4年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

#### 【概要】

補正事業 2事業 1,172千円  
財源更正 1事業

#### 【歳出予算】

○退職被保険者医療給付費分	811千円
○退職被保険者後期高齢者支援金等分	361千円

#### 【歳入予算】

○国民健康保険料	△ 137,987千円
○繰入金	139,159千円